

2014年7月1日

憲法の平和主義を覆す集団的自衛権の閣議決定に抗議する

大阪府歯科保険医協会
理事長 小澤 力

安倍政権は自衛隊による海外での武力攻撃を可能とする集団的自衛権の行使容認を1日、閣議決定した。憲法9条の下で「専守防衛」に徹してきた平和主義を180度転換する日本の根幹に関わる問題だ。政府に抗議すると共に、閣議決定の撤回を強く求める。

安倍首相は会見で、閣議決定は「現行の憲法解釈の基本的考えと変わらない」と強弁した。しかし、新たな憲法解釈による武力攻撃の3要件は①日本への明白な危険②武力攻撃以外に適切な手段がない③必要最小限度——とするだけで、基準は極めて曖昧である。「危険」の存在も、「適切な手段」の有無も、判断するのは政府自身だ。集団的自衛権の行使の狙いは米国の軍事戦略への参加に他ならない。一内閣の思惑で無制限に自衛隊が米国の戦争に「参戦」することが可能になる。

そもそも、歴代の自民党政権は「憲法上、集団的自衛権の行使は許されないが個別的自衛権は有する」との立場から、自衛隊を軍隊ではなく「必要最小限度の実力組織」と規定。戦力不保持を定めた憲法下で自衛隊が存立する法的基盤としてきた。

改憲手続きも国民的議論もないまま、与党だけの密室の協議で憲法をねじ曲げ、日本の根幹を変えて良いのか。こんな手法がまかり通れば、憲法の歯止めは有名無実となり、際限なき解釈改憲の道を開くことになる。

集団的自衛権を行使すれば、国民の生命や安全が危険にさらされる。自衛隊員が他国民を殺し、殺される。私たち医療関係者には、自衛隊法に基づき業務従事命令が出され、いや応なしに「戦争への加担」が迫られる。いつの時代も戦争の犠牲者は国民だ。政府は痛苦の歴史から生まれた平和主義の重みを噛み締めるべきだ。

今後、集団的自衛権の行使に向けて自衛隊法や周辺事態法などの関連法の改定へ動き出す。協会は命を守る歯科医師の団体として、集団的自衛権の行使を断じて許さず、関連法の改定を全力で阻止する。集団的自衛権反対の一点で幅広い国民と協力・共同を広げ、9条の平和主義をはじめとする憲法が体現される政治の実現へ力を尽くす。

以上